



第94回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成30年6月22日(金曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)

開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル
南館5階「エミネンスホール」

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 補欠取締役1名選任の件



「ネットで招集」では、スマートフォン・タブレット端末から見やすく読みやすくご覧いただけます。



グループの経営理念



存在意義

私たちは、グループの力をあわせ、あらゆるライフステージに応える住まいとサービスを提供し、「住文化」*の未来を創造していきます。

*「住文化」とは、住まいの向上を通じて、心の充足を高めるための人々の営み。

経営姿勢

お客さまに対して

お客さまの声を真摯に受け止め、先見性を持ってニーズを具現化する。

社会に対して

地球環境を守りつつ、地域を活性化する。

社員に対して

社員・家族が誇りを持てる職場をつくる。

お取引先に対して

ビジネスパートナーとして、目的を共有し協働する。

株主に対して

収益力と成長力を持続することによって、企業価値を高める。

行動規範

一つの「工夫」から。

誠実にお客さまの声に耳を傾け、先見性を持ち、私たちにしかできない付加価値のある仕事を追求し、企業価値向上に貢献します。

一つの「チーム」から。

一人ひとりが自ら成長を志すとともに、部門やグループ各社を越えるオープンなコミュニケーションを通じて一人となり、最高の仕事を実現します。

一つの「良識」から。

常に環境に配慮し、ルールを守り、地域発展と住文化の永続的向上を実現することで、企業市民としての社会的責任を果たします。

ごあいさつ



株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。ここに第94回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月

取締役兼代表執行役社長 **山口 陽**

目次

経営理念／ごあいさつ

第94回定時株主総会招集ご通知 1

議決権行使についてのご案内 3

株主総会参考書類 5

第1号議案 定款一部変更の件 5

第2号議案 取締役5名選任の件 7

第3号議案 補欠取締役1名選任の件 14

事業報告 15

連結計算書類 45

計算書類 47

監査報告書 49

株主総会会場ご案内図 裏表紙



株主各位

証券コード：8840

平成30年6月1日

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

株式会社 大京

取締役兼代表執行役社長 山口 陽

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページから4ページのご案内に従って、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日時

平成**30**年**6**月**22**日（金曜日） 午前**10**時（受付開始：午前**9**時）

2 場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館5階「エミネンスホール」

3 株主総会の 目的事項

- 報告事項**
- 第94期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 - 第94期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 補欠取締役1名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) 議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

-
- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ▶ 事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社のインターネットウェブサイト (<http://www.daikyo.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ▶ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社のインターネットウェブサイト (<http://www.daikyo.co.jp/>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査委員会が監査報告書の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

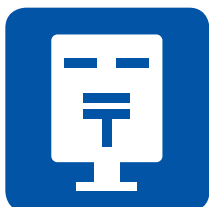


株主総会にご出席いただく場合

株主総会開催日時 ▶ 平成**30**年**6**月**22**日(金曜日)午前**10**時

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

なお、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。



書面にて行使いただく場合

行使期限 ▶ 平成**30**年**6**月**21**日(木曜日)午後**5**時**30**分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。



インターネットにて行使いただく場合

行使期限 ▶ 平成**30**年**6**月**21**日(木曜日)午後**5**時**30**分入力分まで

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください（ただし、毎日午前2時から午前5時までの間は、取り扱いを休止いたします。）。

なお、バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話を利用して右のQRコードを読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンまたは携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.、「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの商標または登録商標です。

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点について

- ① 株主さま以外の方による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- ③ パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によってはご利用になれない場合がございますのでご了承ください。
- ④ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりませんのでご了承ください。
- ⑤ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関する操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話／**0120-173-027**（受付時間：午前9時～午後9時、通話料無料）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上



「ネットで招集」サービスのご案内
<https://s.srdb.jp/8840/>



「ネットで招集」では、スマートフォン・タブレット端末から見やすく読みやすくご覧いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社および子会社において展開する事業活動の現状および経営計画に沿って、事業活動をより適正、明瞭に表記するために、定款第2条に定める目的について表記を全面的に整理し、事業を新たに明記し、実施していない事業を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案	趣旨
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 不動産の売買、仲介、<u>賃貸、管理および鑑定</u>その他不動産に関する一切の業務</p> <p>(2) 住宅地等の開発、造成</p> <p>(3) <u>建築および土木工事の設計、施工、監理および請負</u></p> <p>(4) <u>ゴルフ場等のスポーツ施設およびレジャー施設の経営ならびにクラブ会員権の売買</u></p> <p>(5) <u>不動産担保貸付その他金銭の貸付</u></p> <p>(6) <u>旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p>(7) <u>ホテル、レストランおよびスーパーマーケットの経営</u></p> <p>(8) <u>倉庫業、貨物自動車運送事業、自動車運送取扱事業および車輛整備業</u></p> <p>(9) <u>建物用機械設備の据付工事請負および保守管理</u></p> <p>(10) <u>立体駐車装置、設備等の設計、製作、据付および保守管理</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>マンション、戸建住宅等の住居用不動産、オフィス、商業施設および土地等の各種不動産の開発、売買、賃貸借、賃貸借管理、仲介および鑑定</u></p> <p>(2) <u>新築、内装、修繕、土木および電気設備等の各種工事の請負、設計、監理および施工</u></p> <p>(3) <u>マンション管理業</u></p> <p>(4) <u>各種不動産および各種設備等の保守および管理</u></p> <p>(5) <u>警備業</u></p> <p>(6) <u>住宅用設備、機器、その他各種商品の開発、売買およびレンタルならびに古物売買</u></p> <p>(7) <u>住宅関連サービス、エネルギー供給、その他居住者サービスの提供</u></p> <p>(8) <u>サービス付高齢者向け住宅運営および居宅サービス等介護関連事業</u></p>	<p>注1</p> <p>注2</p> <p>注3</p> <p>注4</p> <p>注5</p> <p>注6</p> <p>注7</p> <p>注8</p>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案	趣旨
(11) 家具、室内装飾品および住宅関連機器等の売買、仲介、製造および加工	(9) 宿泊、その他各種施設の運営および宿泊管理	注9
(12) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業ならびに生命保険の募集に関する業務	(10) 保険募集	注10
(13) 有価証券等の投資および売買	(11) 第二種金融商品取引業および不動産特定共同事業	注11
(14) 前各号に付帯または関連する一切の業務	(12) 有価証券、出資持分等の保有、運用、管理および売買ならびにその他の投資事業	注12
	(13) 貨物利用運送事業	注13
	(14) 労働者派遣事業	注14
	(15) 前各号に関する事業の代理、媒介、斡旋、調査およびコンサルティング	注15
	(16) 前各号に関する事業を営む子会社の株式を所有することにより当該会社においてその事業活動を行うことおよび当該会社の事業活動を管理すること	注16
	(17) 前各号に付帯または関連する一切の事業	

- (注) 1. 現行第1号に第2号を統合し、表記をあらためる。
 2. 現行第3号に第9号および第10号の工事に係わる内容を統合し、表記をあらためる。
 3. 現行第1号から分離して明記する。
 4. 現行第1号の一部（管理）および第9号の一部（保守管理）を統合し、表記をあらためる。
 5. 現行第14号から分離して明記する。
 6. 現行第11号の一部（売買、製造および加工）の表記をあらため、かつ現行第14号からレンタルおよび古物売買取引を分離して明記する。
 7. 現行第14号から分離して明記する。
 8. 現行第14号から分離して明記する。
 9. 現行第4号の一部（施設の経営）および第7号を統合し、かつ現行第14号から分離して明記する。
 10. 現行第12号の表記をあらためる。
 11. 現行第1号、第13号および第14号から分離して明記する。
 12. 現行第13号の表記をあらためる。
 13. 現行第8号のうち実施していない内容を削除し、表記をあらためる。
 14. 現行第14号から分離して明記する。
 15. 現行第14号から分離して明記する。
 16. 現行第14号から分離して明記する。
 17. 現行第5号および第6号については、現在実施していないため削除する。

1. 提案の理由

現在の取締役7名全員は、定款の定めにより本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、指名委員が人格・識見に優れ、かつ広い見識を有するとして提示した方について、社外取締役が過半数を占める指名委員会において審議のうえ決定いたしました。

2. 取締役の選任方針

社外取締役は、企業経営経験者や、会計・財務や法律、国際関係など、当社にとって有益な専門知識を有する方の中から選任しております。社外取締役以外の取締役は、代表者のほか、統括部門の責任者や、当社グループの主力事業に精通する方などを選任しております。また、取締役の員数は、実質的な議論を行うため、10名未満とすることを原則としております。

3. 社外取締役の独立性判断基準

当社における社外取締役の独立性判断基準は、次のとおりであります。

- (1) 当社の親会社（親会社の子会社を含む。）の業務執行者でないこと。過去にこれらの者であった場合には、退任または退職から10年以上経過していること。
- (2) 当社（当社の子会社を含む。以下同じ。）を主要な取引先とする先の業務執行者、または当社の主要な取引先の業務執行者でないこと。過去にこれらの者であった場合には、退任または退職から5年以上経過していること。
なお、「主要な取引先」とは、過去3年間の各事業年度において、当社とその者との取引の年間取引額平均が、当社またはその者の連結営業収益の2%を超える者をいう。
- (3) コンサルタント、会計専門家または法律専門家であって、過去3年間の各事業年度における当社の年間取引額平均が、当社またはその者の連結営業収益の2%を超えていないこと。
- (4) 上記に掲げる者（重要でない者を除く。）および当社の業務執行者（退任または退職から5年以上経過していない者を含む。）の近親者でないこと。

なお、「重要」とは、業務執行者においては役員・部長職以上の者を、コンサルタント・会計専門家・法律専門家においては所属弁護士・所属公認会計士等をいい、「近親者」とは、配偶者、二親等以内の血族・姻族、またはそれ以外の親族で当該取締役と同居している者をいう。

- (5) その他、取締役としての職務を執行する上で重大な利益相反を生じさせるような事項または判断に影響を及ぼすおそれのあるような利害関係がないこと。

■ 候補者一覧

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位および担当	取締役 在任年数	取締役会出席回数	候補者属性
1	こじま かずお 小島 一雄	—	—	—	新任
2	きむら つかさ 木村 司	取締役兼専務執行役	6年	13回中13回	重任
3	はんばやし とおる 半林 亨	取締役 指名委員 監査委員 報酬委員	7年	13回中13回	重任 社外 独立
4	わしお ともはる 鷺尾 友春	取締役 指名委員 監査委員 報酬委員	3年	13回中13回	重任 社外 独立
5	やまもと ゆうじ 山本 裕二	—	—	—	新任 社外 独立

- (注) 1. 当社は、半林 亨および鷺尾友春の両氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。本議案を承認いただいた場合、山本裕二氏を独立役員に追加する予定であります。
2. 当社は、執行役を兼務しない取締役と会社法第423条第1項に定める取締役の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨の契約を締結できることとしており、その限度額は、法令に定める最低限度額であります。

候補者番号

1

こ じ ま か ず お
小島 一雄

新任

(昭和31年7月5日生)

所有する当社株式数

普通株式 **1,200**株

略歴、当社における地位および担当

昭和55年 4月 オリエン・リース株式会社
(現オリックス株式会社)入社
平成15年 4月 同社不動産ファイナンス本部
副部長
平成17年 2月 同社執行役
平成19年 1月 同社常務執行役
平成20年 1月 同社専務執行役
平成20年 6月 同社取締役兼専務執行役
平成24年 9月 同社事業投資本部管掌
平成26年 1月 同社環境エネルギー本部管掌、
グローバル事業本部長
平成27年 6月 同社取締役兼代表執行役副社長
(現任)
平成27年 6月 同社グループCFO
平成28年 1月 同社経営企画部管掌

重要な兼職

なし (現職については平成30年6月退任予定)

取締役候補者の選任理由

同氏は、オリックス株式会社において長年の経営経験を有し、法人金融、メンテナンスリース、不動産、事業投資、海外関連業務など、オリックスグループの多角的な事業の各要職を歴任されており、事業マネジメントに関する幅広い見識をお持ちです。これらの豊富な経験や実績等をもとに、執行役等の職務の執行を監督いただきたいと考えております。

なお、同氏は、当社の本総会終結後の取締役会において、代表執行役社長に就任いただく予定であります。

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません (現職については平成30年6月退任予定)。

当社親会社の業務執行者に関する事項

同氏は、現時点においてオリックス株式会社の取締役兼代表執行役副社長であり、また、過去5年間にわたっても、オリックス株式会社の業務執行者として同社の各役職を歴任しております。

候補者番号

2

きむら
木村

(昭和34年12月23日生)

つかさ
司

重任

所有する当社株式数

普通株式 1,604株

略歴、当社における地位および担当

平成元年1月 オリエント・リース株式会社
(現オリックス株式会社)入社
平成19年7月 同社投資事業本部副本部長
平成20年9月 当社グループCEO補佐
平成20年11月 当社専務執行役
平成21年6月 当社取締役兼専務執行役
(平成25年6月退任)
平成25年6月 オリックス株式会社執行役
(平成27年12月退任)
平成25年6月 同社グローバル事業本部
副本部長兼本部長補佐
平成26年1月 同社環境エネルギー本部
副本部長
平成28年1月 当社専務執行役
平成28年1月 当社グループ管理部門担当(現任)
平成28年6月 当社取締役兼専務執行役(現任)

重要な兼職

なし

取締役在任年数

6年

取締役候補者の選任理由

同氏は、リーマン・ショック後の当社の経営立て直しに大きく貢献した実績を有しております。また、オリックス株式会社において長く投資銀行業務に携わり、投資先の経営改革等に豊富な経験を有しておりますので、当社のグループ管理部門を担当し、当社グループ全体の業務執行状況を管理監督していただくにあたり、これらの豊富な経験、実績等を活かしていただけるものと考えております。

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

当社親会社の業務執行者に関する事項

同氏は、上記略歴のとおり、過去5年間に於いて、オリックス株式会社の業務執行者として同社の各役職を歴任しております。

候補者番号

3

はんばやし
半林

(昭和12年1月7日生)

とおる
亨

重任

社外

独立

指名委員

監査委員

報酬委員

所有する当社株式数

普通株式

0株

略歴、当社における地位および担当

昭和34年4月 日綿実業株式会社
(旧ニチメン株式会社)入社
平成元年4月 同社取締役
平成12年10月 同社代表取締役社長
平成15年4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社(現双日株式会社)
代表取締役会長・CEO
(平成16年6月退任)
平成16年6月 ユニチカ株式会社社外監査役
平成17年11月 株式会社ファーストリテイリング
社外取締役(現任)
平成19年6月 前田建設工業株式会社
社外取締役(平成29年6月退任)
平成23年6月 当社取締役、指名委員、
監査委員、報酬委員(現任)
平成27年6月 ユニチカ株式会社社外取締役
(現任)

重要な兼職

株式会社ファーストリテイリング社外取締役
ユニチカ株式会社社外取締役

取締役在任年数

7年

社外取締役候補者の選任理由

同氏は、ニチメン株式会社および双日株式会社において長く代表取締役を経験されており、総合商社の経営を通じて培われた事業の目利き力や豊かな国際感覚をお持ちです。これらのノウハウを通じて経営を監督いただき、今後の当社グループの成長および株主価値の向上に資する意見・助言等をいただきたいと思います。

独立性判断基準への適合状況

同氏について、当社の定める独立性判断基準に抵触する事項はありません。

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

過去5年間に役員に就任していた他の株式会社における法令・定款に違反する事実等

同氏が取締役を務めておりますユニチカ株式会社では、同氏の在任中に、防衛装備庁が発注するビニロンまたはビニロン材料を使用する繊維製品の入札に関して、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けております。同氏は、平素より取締役会等において法令順守の重要性について発言しており、発生後は、本件の重要性に鑑み、従業員への教育等必要な措置の徹底に尽力しております。

当社親会社の業務執行者に関する事項

該当事項はありません。

責任限定契約に関する事項

当社は、同氏と責任限定契約を締結しております。今般、社外取締役としての選任であり、同氏の重任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

4

わ し お と も は る

鷺尾 友春

(昭和22年12月18日生)

重任

社外

独立

指名委員

監査委員

報酬委員

所有する当社株式数

普通株式

0株

略歴、当社における地位および担当

- 昭和45年4月 特殊法人日本貿易振興会
(現独立行政法人日本貿易振興機構)入会
- 平成3年7月 同会ニューヨーク事務所次長
- 平成8年4月 アセアン経済担当相・
日本通産大臣会合
貿易投資部会日本側委員
- 平成14年1月 独立行政法人日本貿易振興機構
シカゴ事務所所長
- 平成17年4月 同機構海外調査部長
- 平成18年4月 同機構理事
- 平成20年10月 一般社団法人国際経済交流財団
業務部長(平成22年3月退職)
- 平成22年4月 関西学院大学国際学部教授
- 平成27年6月 当社取締役、指名委員、
監査委員、報酬委員(現任)
- 平成28年4月 関西学院大学フェロー(現任)

重要な兼職

- 関西学院大学フェロー
独立行政法人日本貿易振興機構評議員

取締役在任年数

3年

社外取締役候補者の選任理由

同氏は、長く独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)に在籍され、海外駐在も長期間にわたって経験されるなど、豊かな国際経験をお持ちです。今後、当社がグローバル社会へ対応するための事業展開を進めるにあたり、その経歴に基づく国際感覚を通じて経営を監督いただき、当社グループの成長に資する意見・助言等をいただくことにより、当社の経営に活かしていただきたいと考えております。

独立性判断基準への適合状況

同氏について、当社の定める独立性判断基準に抵触する事項はありません。

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

過去5年間に役員に就任していた他の株式会社における法令・定款に違反する事実等

該当事項はありません。

当社親会社の業務執行者に関する事項

該当事項はありません。

責任限定契約に関する事項

当社は、同氏と責任限定契約を締結しております。今般、社外取締役としての選任であり、同氏の重任が承認された場合、当該契約を継続する予定でありま

候補者番号

5

やまもと ゆうじ
山本 裕二

(昭和23年10月16日生)

新任

社外

独立

所有する当社株式数
普通株式 0株

略歴、当社における地位および担当

昭和50年 6月	アーサーアンダーセン 東京事務所入所
平成 2年 9月	井上斎藤英和監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 代表社員(平成8年6月退任)
平成 8年 6月	朝日アーサーアンダーセン 株式会社代表取締役
平成11年 6月	同社取締役社長 (平成14年7月退任)
平成15年10月	ASGアドバイザーズ株式会社 取締役社長
平成16年10月	国際自動車株式会社取締役社長
平成18年11月	公認会計士山本裕二事務所代表 (現任)
平成19年 4月	株式会社ヒューロンコンサルティンググループCEO
平成19年 6月	株式会社日興コーディアルグループ 取締役
平成23年 6月	株式会社ココスジャパン 社外監査役(現任)
平成23年 6月	大林道路株式会社社外監査役
平成23年 6月	リョービ株式会社社外監査役
平成24年 6月	株式会社ゼンショーホールディングス 社外監査役
平成27年 6月	リョービ株式会社社外取締役 (現任)

重要な兼職

公認会計士山本裕二事務所代表
株式会社ココスジャパン社外監査役
リョービ株式会社社外取締役

社外取締役候補者の選任理由

同氏は、公認会計士としての長年の実務経験を有する財務および会計の専門家です。また、過去に代表取締役、CEOとして会社の経営にも関与したことがあるほか、社外取締役、社外監査役としての経歴も多数有しております。これらの幅広い経験および専門的なノウハウを通じて経営を監督いただき、当社グループのコーポレート・ガバナンス強化および株主価値の向上に資する意見・助言等をいただきたいと考えております。

独立性判断基準への適合状況

同氏について、当社の定める独立性判断基準に抵触する事項はありません。

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

過去5年間に役員に就任していた他の株式会社における法令・定款に違反する事実等

該当事項はありません。

当社親会社の業務執行者に関する事項

該当事項はありません。

責任限定契約に関する事項

今般、社外取締役としての選任であり、同氏の選任が承認された場合、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案

補欠取締役1名選任の件

提案の理由

法令および定款に定める監査委員の員数を欠くこととなる場合に備え、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の半林 亨、鷲尾友春および山本裕二の各氏の補欠として、補欠取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠取締役候補者は、指名委員が人格・識見に優れ、かつ広い見識を有するとして提示した方について、社外取締役が過半数を占める指名委員会において審議のうえ決定いたしました。

補欠取締役
候補者ふかや としなり
深谷 敏成

(昭和40年9月6日生)

所有する当社株式数

普通株式 **400**株

| 略歴、当社における地位および担当

昭和63年4月 オリエン・リース株式会社
(現オリックス株式会社)入社
平成21年7月 同社事業法人営業部長
平成24年1月 同社国内営業統括本部東京営業
担当副担当 兼 事業法人営業部
長 兼 戦略営業部長
平成25年11月 同社国内営業統括本部東京営業
担当副担当 兼 事業法人営業第
三部長
平成26年10月 同社国内営業統括本部東京営業
担当副担当 兼 プロジェクトファ
イナンス部長
平成27年6月 同社東京営業本部副本部長
平成29年1月 同社執行役、不動産事業本部長、
投融資事業部管掌(現任)

| 重要な兼職

オリックス株式会社執行役

- (注) 1. 同氏が取締役就任された場合、監査委員として就任いただく予定であります。また、取締役就任後も同氏は現職を継続し、当社は非常勤となる予定であります。
2. 当社は、執行役を兼務しない取締役と会社法第423条第1項に定める取締役の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨の契約を締結できることとしており、その限度額は、法令に定める最低限度額であります。

| 補欠取締役候補者の選任理由

同氏は、オリックス株式会社において、長年にわたり法人金融サービス事業部門および不動産事業部門の要職を歴任され、金融・不動産の各分野において豊富な業務経験と高度な知見を有していることから、これらの経験、実績等をもとに、執行役等の職務の執行を監督いただきたいと考えております。

| 当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

| 当社親会社の業務執行者に関する事項

同氏は、上記略歴のとおり、現時点においてオリックス株式会社の執行役であり、また、過去5年間にわたり、オリックス株式会社の業務執行者として同社の各役職を歴任しております。

| 責任限定契約に関する事項

同氏が取締役就任した場合、同氏と責任限定契約を締結する予定でありま

以上

[添付書類]

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、政府の景気対策の効果もあり、緩やかな回復基調が継続しました。

不動産管理市場におきましては、マンション管理業界の大手寡占化の傾向が継続し、加えて、管理組合やオーナーのコスト意識の高まりや、ニーズの高度化・多様化に対するサービスの強化・拡充として、AIやIoTを活用した省人化・業務効率化の動きがみられました。

不動産流通市場におきましては、新築マンション価格の上昇を背景に、首都圏の中古マンションの成約件数は前年度に引き続き新築マンションの供給戸数を上回りました。

新築マンション市場におきましては、利便性の高い地域を中心とした地価の上昇、また建築費の高騰が続くものの、低金利の後押しもあり、一次取得者の住宅需要は底堅く推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループにおきましては、平成29年3月期からの5年間を計画期間として策定した中期経営計画「Make NEW VALUE 2021 ～不動産ソリューションによる新・価値創造～」に基づき、高経年化した不動産ストックの増加、人口動態の変化や価値観の多様化に対し、大規模修繕工事事業の拡大、リノベーション事業の強化、再開発事業の推進、および新たな提案やサービスの提供等に取り組んでまいりました。

また、AIやIoTの活用による無人化、機械化や建物・設備の長寿命化等をテーマとした研究開発を推進し、具体的な成果としてビル・施設管理における遠隔地業務支援、無人接客店舗の設置等、新たな取り組みを開始いたしました。また、AI技術を用いた自動音声対応システムの実証実験にも着手しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、営業収入が前期比98億23百万円増の3,351億84百万円（前期比3.0%増）、営業利益は同比3億48百万円減の201億74百万円（同比1.7%減）、経常利益は同比1億78百万円減の197億89百万円（同比0.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は同比1億93百万円減の138億51百万円（同比1.4%減）となりました。

当連結会計 年度の業績	営業収入	3,351億84百万円 [前期比 3.0% ▲]	経常利益	197億89百万円 [前期比 0.9% ▲]
	営業利益	201億74百万円 [前期比 1.7% ▲]	親会社株主に帰属する 当期純利益	138億51百万円 [前期比 1.4% ▲]

事業別概況

(単位 百万円)

区分	平成29年3月期		平成30年3月期		増減	
	営業収入	営業利益	営業収入	営業利益	営業収入	営業利益
不動産管理事業	163,339	10,684	170,944	11,016	7,604	331
不動産流通事業	62,249	3,449	63,590	3,621	1,340	171
不動産開発事業	104,684	8,987	108,207	8,890	3,523	△97
調整額(消去又は全社)	△4,913	△2,598	△7,557	△3,353	△2,644	△755
合計	325,360	20,523	335,184	20,174	9,823	△348

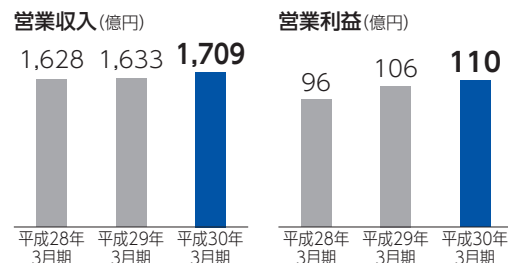
不動産管理事業

主に分譲マンションの管理業務や管理組合のサポートを行うマンション管理と、主にマンションの計画修繕工事を実施するマンション修繕工事等、そしてビル・施設の管理、警備、清掃等に加え、メンテナンスや当該施設の改修工事等を行うビル・施設管理からなる事業です。



請負工事収入が前期比66億53百万円増の755億72百万円、管理受託収入が同比10億39百万円増の861億18百万円となったことなどにより、不動産管理事業の営業収入は同比76億4百万円増の1,709億44百万円、営業利益は同比3億31百万円増の110億16百万円となりました。

なお、当連結会計年度末におけるマンション管理受託戸数は534,715戸(前期末比2,758戸増)、請負工事受注残高は329億19百万円(同比45億79百万円増)となりました。

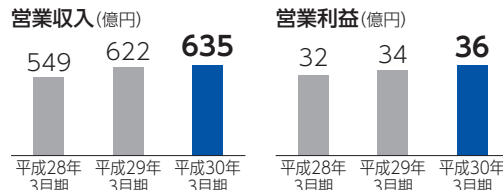


不動産流通事業

主にマンションの売買仲介や住居内のリフォームに加え、リノベーションマンションの販売、オーナーさまの所有する賃貸物件の運営サポート等を行う事業です。



不動産販売収入が前期比23億10百万円増の391億13百万円となったことなどにより、不動産流通事業の営業収入は同比13億40百万円増の635億90百万円、営業利益は同比1億71百万円増の36億21百万円となりました。



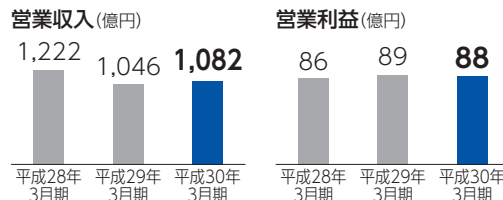
不動産開発事業

主に新築マンション事業において用地仕入から企画・販売、アフターサービスまで一貫した事業展開を全国で行っています。また、戸建ての供給や街づくりにつながる地域の再開発等を行う事業です。



マンション販売において、売上戸数が2,340戸（前期比226戸減）、売上高が841億95百万円（同比97億73百万円減）となった一方、土地・建物等の売上が132億6百万円（同比109億6百万円増）となったことなどにより、不動産開発事業の営業収入は前期比35億23百万円増の1,082億7百万円となりました。営業利益は、販売費の増加などにより前期比97百万円減の88億90百万円となりました。

なお、当連結会計年度末におけるマンション契約残高は1,291戸、482億22百万円（前期末比167戸増、87億44百万円増）となりました。



■主な売上計上物件（マンション分譲）

ライオンズ広島加古町	広島県広島市
ライオンズ西鉄久留米駅前	福岡県久留米市
ライオンズ嵯峨天龍寺若宮 西の邸	京都府京都市
ライオンズ浅間町マークスフォート	愛知県名古屋市
サーパス間屋町レジデンス	岡山県岡山市

(2) 資金調達の状況

資金調達につきましては、主に金融機関からの借入金により調達を行いました。

なお、連結有利子負債は、次のとおり前連結会計年度末の289億30百万円から24億27百万円減少し、265億3百万円となりました。

(単位 百万円)

項目	期首残高	期中増加	期中減少	期末残高
短期・長期借入金	26,918	10,200	10,621	26,497
社債	2,000	—	2,000	—
リース債務	12	0	6	6
合計	28,930	10,200	12,627	26,503

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました重要な設備投資はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く社会・経済環境は大きく変貌しており、国内では世界に例のない速度で少子高齢化と人口減少が進展する中、都市部への人口移動が加速し、既存ストックの老朽化や空き家の増加等によって、地域コミュニティの希薄化や居住環境の悪化等が社会問題となっております。また、消費者の価値観も多様化しており、その中で「足りないモノ」と「余るモノ」が大きく変化しております。

このような環境のもと、当社グループは、平成29年3月期からの5年間を計画期間とする中期経営計画「Make NEW VALUE 2021 ～不動産ソリューションによる新・価値創造～」に基づき、住宅などの社会インフラを長持ちさせることで、経済的なゆとりを生みだし、環境負荷を軽減するストック型社会の実現に向け、「足りないモノ」を「余るモノ」で再生するRepair（修繕）、Renovation（リノベーション）、Reform（リフォーム）、Rent（賃貸）、Redevelopment（市街地再開発・建替え）、Research and development（調査研究）等の不動産ソリューションを通じて、社会的な課題の解決を図るべく、取り組みを進めております。

□ 住宅ストックに対する取り組み

日本国内のマンションのストック戸数は全国で630万戸を超えており、今後も着実な増加が見込まれるとともに、高経年化が進んでいます。築年数を重ねたマンションにおいても安心してお住まいいただけるよう質の向上を図っていくことは、日本で最も多くのマンションを供給してきた当社グループの使命と捉えております。

修繕工事で業界トップクラスの施工実績をもつ当社グループは、①施工管理要員の増員および施工協力会社の開拓等による施工体制の強化、②規模を活かした集中購買による原価削減を通じた価格競争力の強化、③広告宣伝による認知向上、営業力の強化に努め、引き続きグループ管理物件以外での受注活動を展開し、修繕工事事業のさらなる拡大を目指してまいります。

一方、日本の少子高齢化に伴い、当連結会計年度には全国で共同住宅を含む空き家が1,000万戸を超えると推計されております。今後も空き家が加速度的に増加していくといわれる中で、コミュニティの希薄化や地域社会の防犯等はさらに深刻な社会問題となっていくと考えられます。当社グループでは、マンション、戸建て住宅におけるリノベーション事業の拡大により、これらの社会課題に対する取り組みを進めてまいります。

また、宅建業者が専門家によるインスペクション（建物状況調査）の活用を促すことで、売主・買主が安心して不動産の取引ができる市場環境の整備を図り、既存住宅の流通を促進することを目的として、宅地建物取引業法の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行されました。当社グループでは、法律の施行に先駆け、平成29年12月に専門部署を新設し、既存マンション売買仲介取引において、グループ内で自らインスペクションを実施することで、より安心な取引をグループ一体となって推進する体制を整えてまいりました。今後も、グループ供給物件のストックを活かした仲介取引件数の拡大、品質の高いリノベーション住宅の供給により既存住宅流通の活性化を先導してまいります。

□ まちづくりに対する取り組み

政策による地方創生・国土強靱化計画を背景に、地方都市を中心に全国で再開発事業が検討・推進されております。当社グループは、45万戸超の「ライオンズマンション」および「サーパスマンション」の供給実績に裏打ちされた全国規模でのブランド力と事業基盤、加えて、これまでの取り組み実績を活かし、地域の皆さまや行政と三位一体となって、防災・賑わいの創出・福祉の拡充等の課題に取り組み、全国エリアで再開発事業を推進してまいります。

□ 少子高齢化・価値観の多様化に対する取り組み

高齢者の増加による年金支給予定額の減少により、将来の生活資金に対する不安は今後高まっていくことが予想されます。当社グループは、優良なマンションのユニットや住宅系を中心とした1棟物件の保有に加え、不動産ソリューションによる社会課題への対応を進めてまいります。

また、少子高齢化の影響による、将来的な労働人口の減少が見込まれています。当社グループは、AIやIoT活用による業務の効率化に加え、産学連携や異業種とのアライアンスによる遠隔化および無人化、機械化をテーマとする研究開発についても引き続き取り組んでまいります。

住まいや暮らしに関するニーズの多様化は、生活スタイルの変化やテクノロジーの進化により、これまで以上に進展してきております。当社グループは、お客さまの価値観やニーズの多様化・高度化に対応し、「ライフタイム・リレーション・システム*」を通じた、分譲マンション・戸建、賃貸マンション・アパート、シェアハウス、およびサービス付き高齢者住宅等の多彩な住まい方の提供を行ってまいります。

加えて、マンション管理においては、100万人を超える入居者さまの資産である建物・設備の維持管理の品質向上に取り組むとともに、新たなサービスの開発にも引き続きチャレンジしてまいります。

※ お客さまのライフサイクルに生じるさまざまなニーズに対し、グループ一体で対応するワンストップ・サービス体制

Make NEW VALUE 2021 ～不動産ソリューションによる新・価値創造～

目指す姿

「ストック型社会の実現に向け、不動産ソリューションで新たな価値を創造し、次世代に継承される社会の資産を蓄積する」ことを目指します。

基本方針

- 1 不動産管理事業(50%)、不動産流通事業+不動産開発事業(50%)の収益バランスを維持しつつ、「堅実性」と「持続的成長」を両立させた経営に取り組みます。
- 2 「全国ネットの事業基盤」「ライフタイム・リレーション・システム」「地域密着かつ長期の顧客接点」の強みに磨きをかけ、不動産ソリューションで社会課題の解決とお客さまニーズの具現化に取り組みます。
- 3 持続的成長に向けた「新規投資」と「株主還元」を両立し、企業価値の更なる向上に取り組みます。

成長戦略

1 事業領域の拡大

- ① 自社管理マンション以外の修繕工事需要を開拓
- ② 一戸建て住宅リノベーション事業に参入
- ③ 法人向けリフォーム事業に参入

2 アセットの活用

- ① 賃貸用不動産への投資
- ② 再開発事業の推進

3 研究開発の推進

- ① ICT活用
- ② 海外展開

利益目標・指標

営業利益

平成28(2016)年3月期 **183**億円

 本計画(最終年度)平成33(2021)年3月期 **280**億円以上

ROE

平成28(2016)年3月期 **7.8**%

 本計画(最終年度)平成33(2021)年3月期 **9**%以上

投資計画 (平成29(2017)年3月期から平成33(2021)年3月期までの合計)

投資分野		投資金額(累計)
不動産投資	・不動産開発および不動産流通事業に供するアセットの取得 ・不動産賃貸事業に供するアセットの取得	1,000億円
戦略投資	・マンション管理、ビル管理、戸建て仲介、修繕工事に関わるM&A等	
研究開発投資	・AIおよびIoT等を用いた遠隔化および無人化、機械化、建物・設備の長寿命化の研究開発等	500億円
合 計		1,500億円

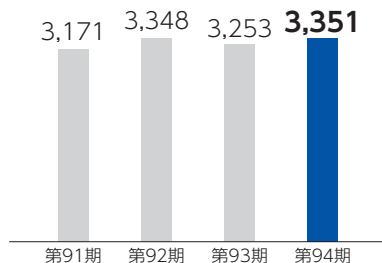
(5) 財産および損益の状況の推移

(単位 百万円)

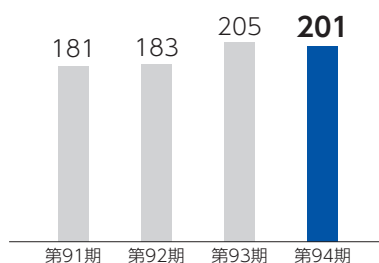
区 分	第91期 平成27年3月期	第92期 平成28年3月期	第93期 平成29年3月期	第94期 平成30年3月期 (当連結会計年度)
営業収入	317,154	334,853	325,360	335,184
営業利益	18,124	18,318	20,523	20,174
経常利益	16,703	17,093	19,967	19,789
親会社株主に帰属する当期純利益	12,154	12,628	14,044	13,851
1株当たり当期純利益 (円)	14.37	14.94	16.63	165.37
総資産	324,610	274,594	277,899	276,661
純資産	156,488	166,090	177,863	180,356
1株当たり純資産額 (円)	181.42	192.86	206.88	2,174.65

(注) 平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

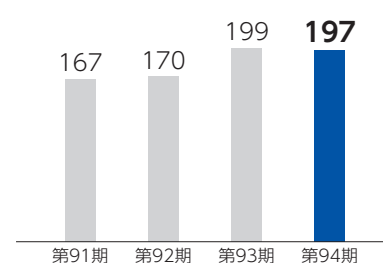
営業収入(億円)



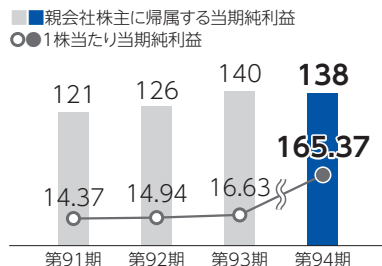
営業利益(億円)



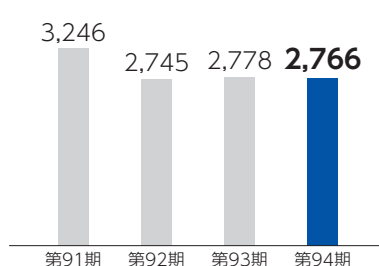
経常利益(億円)



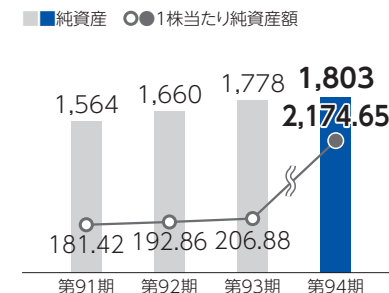
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)／ 1株当たり当期純利益(円)



総資産(億円)

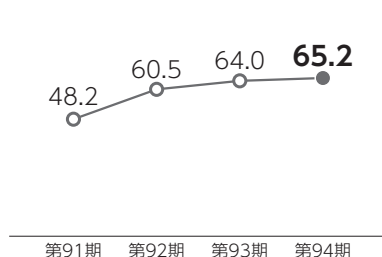


純資産(億円)／1株当たり純資産額(円)

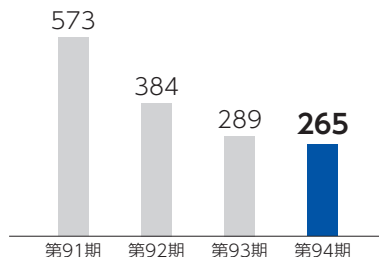


〈ご参考〉

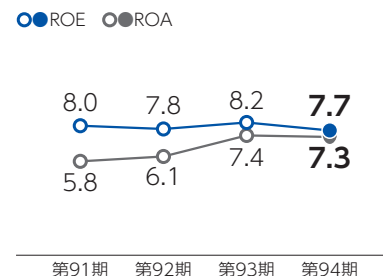
自己資本比率(%)



有利子負債(億円)



ROE／ROA(%)



(6) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

事業区分	主な事業内容
不動産管理事業	マンションおよびビル・施設等の管理業務、マンション修繕工事、建設工事の請負、マンションの居住者向けサービス等
不動産流通事業	不動産売買仲介、不動産販売、不動産賃貸・賃貸管理、リフォーム工事、インテリア販売等
不動産開発事業	不動産開発、不動産販売等

(7) 重要な親会社および子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社はオリックス株式会社で、同社は当社株式54,766千株（第1種優先株式1,000千株および間接保有の普通株式17千株を含む。議決権比率66.44%）を保有しております。

② 重要な子会社の状況

事業区分	会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
不動産 管理事業	株式会社大京アステージ	1,237百万円	100%	マンション管理、 マンション小規模工事（注2）
	株式会社穴吹コミュニティ	100百万円	※100%	マンション管理、 マンション小規模工事（注2）
	オリックス・ファシリティーズ株式会社	857百万円	100%	ビル・施設管理、 ビル・施設工事
	株式会社大京穴吹建設	200百万円	100%	マンション大規模修繕工事 （注2）、建設請負工事
	株式会社秀建	52百万円	※100%	マンション修繕工事
不動産 流通事業	株式会社大京穴吹不動産	1,413百万円	100%	不動産売買仲介・販売・ 賃貸・賃貸管理
	株式会社大京リフォーム・デザイン	200百万円	100%	リフォーム工事、 インテリア販売
	台湾大京股份有限公司	99百万NT\$	100%	不動産売買仲介
	大京香港有限公司	10百万HK\$	100%	不動産売買仲介
不動産 開発事業	株式会社穴吹工務店	2,500百万円	※100%	不動産開発・販売、 建設請負工事
	DAIKYO AUSTRALIA PTY LTD	3,500千A\$	100%	不動産開発

(注) 1. ※印は間接保有を含む比率を記載しております。

2. マンションの長期修繕計画に基づく工事をマンション大規模修繕工事、それ以外のマンションの修繕工事をマンション小規模工事と区分しております。

③ 企業結合の経過

該当事項はありません。

④ 企業結合の成果

連結子会社は12社であり、企業結合の成果は「**1** 企業集団の現況（1）事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(8) 主要な事業所 (平成30年3月31日現在)

① 国内

会社名	本店所在地
株式会社大京	東京都渋谷区
株式会社大京アステージ	東京都渋谷区
株式会社穴吹コミュニティ	香川県高松市
オリックス・ファシリティーズ株式会社	京都府京都市
株式会社大京穴吹建設	香川県高松市
株式会社秀建	神奈川県横浜市
株式会社大京穴吹不動産	東京都渋谷区
株式会社大京リフォーム・デザイン	東京都渋谷区
株式会社穴吹工務店	香川県高松市

② 海外

会社名	本店所在地
台湾大京股份有限公司	台湾台北市
大京香港有限公司	香港金鐘夏愨道
DAIKYO AUSTRALIA PTY LTD	Brisbane, Australia

(9) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
5,621名	210名

(注) 「使用人数」は就業人員であり、当社グループ外への出向者17名および臨時従業員（契約社員を含む年間平均人員7,191名）は含んでおりません。
なお、臨時従業員は、フルタイム労働者に換算して人数を算出しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
764名	16名	43歳7ヵ月	18年1ヵ月

(注) 1. 「使用人数」は就業人員であり、他社への出向者586名および臨時従業員（契約社員を含む年間平均人員141名）は含んでおりません。
なお、臨時従業員は、フルタイム労働者に換算して人数を算出しております。
2. 平均勤続年数は当社グループ内での出向の場合、雇用元会社入社日から起算し、年数を計算しております。

(10) 主要な借入先および借入額 (平成30年3月31日現在)

(単位 百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,000
株式会社みずほ銀行	2,500
三井住友信託銀行株式会社	2,327
株式会社三井住友銀行	1,770
株式会社池田泉州銀行	1,500

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に、株式会社三菱UFJ銀行へ商号を変更しております。

(11) その他の重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式の状況 (平成30年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	普通株式	115,240,000株
	第1種優先株式	1,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	84,354,273株
	第1種優先株式	1,000,000株
(3) 株主数	普通株式	17,846名
	第1種優先株式	1名

(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
オリックス株式会社	普通株式	53,749
	第1種優先株式	1,000
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	普通株式	1,293
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	普通株式	1,114
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	普通株式	1,020
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	普通株式	1,007
大京グループ従業員持株会	普通株式	758
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	普通株式	600
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	普通株式	557
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	普通株式	555
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	普通株式	547

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式3,292,427株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 単元株式数の変更および株式の併合について

当社は、平成29年10月1日付で、普通株式および第1種優先株式の単元株式数をいずれも1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を行いました。

これにより、普通株式の発行可能株式総数は1,037,160,000株減少し、115,240,000株となり、発行済株式の総数は759,188,464株減少し、84,354,273株となっております。

また、第1種優先株式の発行可能株式総数および発行済株式の総数は、いずれも9,000,000株減少し、1,000,000株となっております。

② 自己株式の取得について

当社は、会社法第459条第1項第1号に基づく当社定款第37条の定めにより、当事業年度において、以下のとおり当社普通株式を取得しました。

平成28年10月26日の取締役会決議に基づく取得

取得した株式の総数	503,000株
株式の取得価額の総額	1,081,442,000円

平成29年10月26日の取締役会決議に基づく取得

取得した株式の総数	2,435,500株
株式の取得価額の総額	5,399,760,400円

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および執行役の状況 (平成30年3月31日現在)

① 取締役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役	門脇 克俊	指名委員、報酬委員
取締役	山口 陽	指名委員、報酬委員 株式会社大京アステージ 代表取締役社長
取締役	木村 司	
取締役	海瀬 和彦	株式会社大京穴吹不動産 代表取締役社長
取締役	半林 亨	指名委員、監査委員、報酬委員 ユニチカ株式会社 社外取締役 株式会社ファーストリテイリング 社外取締役
取締役	鷺尾 友春	指名委員、監査委員、報酬委員 関西学院大学 フェロー 独立行政法人日本貿易振興機構 評議員
取締役	井上 貴彦	指名委員、監査委員、報酬委員

- (注) 1. 門脇克俊、山口 陽および木村 司の各氏は、執行役を兼務しております。
2. 半林 亨、鷺尾友春および井上貴彦の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 半林 亨、鷺尾友春および井上貴彦の各氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。
4. 監査委員井上貴彦氏は、都市銀行および財務会計系アドバイザーファームにおいて勤務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役のみで監査委員会を構成することとしているため、常勤の監査委員を選定しておりませんが、補助機関として監査委員会事務局を設置しており、監査委員と緊密な連携を取ることで、監査の実効性を確保しております。

② 執行役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役会長	門脇 克俊	
代表執行役社長	山口 陽	
専務執行役	木村 司	グループ管理部門担当
専務執行役	落合 英治	開発事業本部長
常務執行役	沼生 邦彦	グループ管理部門担当
常務執行役	藤平 善久	開発事業本部副本部長
常務執行役	丑澤 正樹	グループ経営企画部管掌
常務執行役	三宅 恒治	オリックス・ファシリティーズ株式会社 代表取締役社長
執行役	世利 幸仁	大阪支店管掌
執行役	木村 俊久	グループお客さまセンター、グループイノベーション推進部、 ライフタイム・リレーション部管掌
執行役	徳田 善昭	開発事業本部副本部長 株式会社穴吹工務店 代表取締役社長
執行役	水野 泰裕	事業統括部、販売受託室管掌
執行役	深谷 健司	戦略事業部、戸建事業部管掌

(注) 門脇克俊、山口 陽および木村 司の各氏は、取締役を兼務しております。

(2) 当事業年度中に異動した取締役および執行役

① 就任

地位	氏名	就任日
執行役	徳田 善昭	平成29年4月1日
執行役	水野 泰裕	平成29年4月1日
執行役	深谷 健司	平成29年7月1日
常務執行役	三宅 恒治	平成30年1月1日

② 退任

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役半林 亨、鷲尾友春および井上貴彦の各氏との間で、会社法第423条第1項の取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める限度額となります。

(4) 取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

① 報酬体系

- イ. 当社の取締役および執行役の報酬体系は、中長期的な株主価値の増大を達成するために、短期的な業績のみならず、中長期的な成果も重視することとしており、これらを勘案し、報酬がインセンティブとして有効に機能することを方針としております。
- ロ. 報酬額の決定にあたっては、従業員の給与水準および役員報酬の世間水準とのバランスを考慮し、かつ、当社グループが目指すべき姿を実現するために当社役員が果たすべき役割・責任に応じて適切となる水準としております。

② 報酬の構成

- イ. 報酬は、固定報酬、業績連動型報酬および株価連動型報酬の3つから構成いたしております。
- ロ. 業績連動型報酬は、連結会社業績および職務成果等の総合評価に応じて決定し、支給いたします。なお、代表執行役については、連結会社業績のみを指標として決定し、支給いたします。
- ハ. 株価連動型報酬は、毎年一定数のポイントを付与し、役員退任時にポイントの合計に株価を乗じて得た額を金銭または株式にて支給いたします。

(5) 取締役および執行役の報酬等の総額

① 当該事業年度に係る取締役および執行役の報酬等の総額

(単位 百万円)

区 分	人員数(名)	固定報酬	業績連動型報酬	株価連動型報酬	合 計
取締役(社内)	4	9	1	△0	10
取締役(社外)	3	27	—	2	29
執 行 役	13	187	90	51	329
合 計	20	224	91	53	369

- (注) 1. 執行役兼務取締役3名の報酬は、取締役(社内)および執行役それぞれの報酬に区分して表示しております。なお、執行役兼務取締役の人員数は、取締役(社内)および執行役の双方に含めて記載しております。
2. 株価連動型報酬については、当事業年度末日在任役員が保有するポイントに、当事業年度末日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値平均を乗じて算出した金額と、前事業年度末日において同様に算出した金額との差額を記載しております。なお、当該事業年度中に退任した役員の株価連動型報酬については、前事業年度末日において同様に算出した金額と退任日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値平均を乗じて算出した金額との差額を株価連動型報酬に含めて記載しております。
3. 上記の他、退職慰労金の打ち切り支給分として、前事業年度までに退任した執行役1名に対し7百万円を支給しております。
4. 上記の金額には、使用人兼務執行役の使用人給与相当額は含まれておりません。

② 社外取締役が当社の親会社等または親会社等の子会社等から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額 該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 半林 亨氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏の重要な兼職先と当社との関係は、次のとおりです。

ユニチカ株式会社 社外取締役	特別な関係はありません。
株式会社ファーストリテイリング 社外取締役	特別な関係はありません。

ロ. 三親等内親族の当社の親会社等もしくは当社または当社の特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

ハ. 社外取締役の主な活動状況

取締役会13回、監査委員会5回すべてに出席し、特に総合商社で培われた事業の目利き力や国際感覚に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

② 取締役 鷲尾友春氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏の重要な兼職先と当社との関係は、次のとおりです。

関西学院大学 フェロー	特別な関係はありません。
独立行政法人日本貿易振興機構 評議員	特別な関係はありません。

ロ. 三親等内親族の当社の親会社等もしくは当社または当社の特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

ハ. 社外取締役の主な活動状況

取締役会13回、監査委員会5回すべてに出席し、特に豊かな国際経験に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

③ 取締役 井上貴彦氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 三親等内親族の当社の親会社等もしくは当社または当社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 社外取締役の主な活動状況

取締役会13回、監査委員会5回すべてに出席し、特に都市銀行および財務会計系アドバイザーリーファームで培われた会計・財務の知見に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

(7) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	154百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	218百万円

- (注) 1. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

① 決議方法

以下の具体的事象に該当した際、監査委員会で会計監査人の解任または不再任の可否を決議し、必要に応じて株主総会に上程いたします。

② 具体的事象

- イ. 解任（監査委員会で決議し株主総会に報告するケースと、監査委員会で株主総会への上程を決議し株主総会での承認が必要なケースがあります。）
 - a. 会計監査人が法定の資格要件を欠いたとき。
 - b. 会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - c. 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - d. 会計監査人が、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
 - e. 監査の品質等に著しい低下が認められ、職務の適正な執行が期待できないと判断されたとき。
 - f. その他、上記に準ずる事象が判明したとき。
- ロ. 不再任（監査委員会で株主総会への上程を決議し株主総会での承認が必要です。）
 - a. 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制等に重要な不備、欠陥が認められたとき。
 - b. 会社または会計監査人の経営に係る基本態様等が変化し、当該会計監査人を再任することが不合理であると認められたとき。
 - c. その他、上記に準ずる事象が判明したとき。

6 業務の適正を確保するための体制

(1) 執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「大京グループ経営理念」を制定し、企業の使命を示す「存在意義」、企業の経営のあり方を示す「経営姿勢」および役職員の心がまえを示す「行動規範」を明確にしております。
- ② 取締役会で定められた経営の基本方針および職務分掌に従い、執行役は各担当・管掌部門の業務について「内部統制基本規程」のほか各種規程に定められた手続きに則し執行するものとしております。
- ③ 職務の執行の適合性を確保するために、内部統制の運用状況のモニタリングを行う専門部署としてグループ監査部、また、コンプライアンスの推進を担う専門部署としてグループコンプライアンス部を設置しております。なお、グループコンプライアンス部は、グループ会社の役職員を対象に、コンプライアンス研修を定期的を実施するものとしております。
- ④ 財務報告の信頼性を確保するため、各種規程、業務手順等を定めて、業務を適正に遂行するものとしております。また、グループ監査部は財務報告に係る内部統制の有効性を評価するための体制の整備、運用を図っております。
- ⑤ コンプライアンス相談窓口等を設置し、法令違反、社内規程違反および社会規範に反する行為等の調査、対応、改善を図る仕組みを構築しております。
- ⑥ 「大京グループコンプライアンスマニュアル」の作成および配付により、役職員が経営理念、法令、社内規程および社会規範等を遵守した行動をとるための指針を明らかにし、コンプライアンス重視の意識の浸透を図っております。

(2) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- ① 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が法令に定める権限を行使し、取締役および執行役の職務の執行の適法性、妥当性を監査するための補助機関として監査委員会事務局を設置しております。
- ② 監査委員会事務局には、責任者として事務局長を置きます。
- ③ 監査委員および監査委員会事務局長は、その職務の執行のために必要がある場合は、内部統制部門であるグループ監査部に所属する使用人に、調査を委嘱し、報告を求めることができるものとしております。

(3) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会事務局長の任用等の決定にあたっては、監査委員会の同意を得なければならないこととしております。また、グループ監査部所属員についての任免、異動等は、監査委員会が選定する監査委員の意見を尊重して行うものとしております。

(4) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示に従い、次の職務を行うこととしております。

- イ. 経営に関する重要な会議への出席
- ロ. 執行役、使用人からの業務執行に関する報告の徴収
- ハ. 経営に関する重要な会議の議事録、稟議書その他の書類の閲覧・調査
- ニ. グループ会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、使用人からの事業に関する報告の徴収
- ホ. 当社またはグループ会社に対する業務および財産の状況の調査
- ヘ. 上記イ. からホ. についての監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告

(5) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

- ①当社グループの役職員は、当社あるいは当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項、内部監査・内部統制の状況および内部通報制度の機能状況について、定期的に監査委員（監査委員会事務局長を含む。）に対し報告しております。
- ②当社グループの役職員は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、あるいは財務報告に係る内部統制の整備および運用における重要な問題点を発見したときは、直ちに監査委員（監査委員会事務局長を含む。）に報告するものとしております。

- ③グループコンプライアンス部は、コンプライアンス相談窓口への通報、相談の内容を調査、検討し、当該事項が当社およびグループ会社の業務または財産に重大な影響を及ぼすおそれのある法令上または財務上の諸問題等に該当し、重要と判断した場合は、直ちにその事実を監査委員（監査委員会事務局長を含む。）に報告するものとしております。
- ④グループ会社の取締役および監査役は、監査委員（監査委員会事務局長を含む。）の求めに応じて、事業に関する報告を行うものとしております。
- ⑤執行役社長は、監査委員会が選定する監査委員に対し、執行委員会等重要な会議への出席の機会を提供しております。

(6) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(7) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じております。

(8) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①執行役社長および担当執行役は、定期的に当社グループの経営方針、対処すべき課題、リスクおよび内部統制の整備状況について、監査委員（監査委員会事務局長を含む。）と情報交換を行っております。
- ②担当執行役は、定期的に決算内容および業務執行状況について監査委員（監査委員会事務局長を含む。）に説明ならびに報告を行うものとしております。
- ③監査委員会は、グループ監査部の監査計画について、事前に協議を行うとともに、監査結果について報告を受けるなどの連携を図っております。

- ④監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告の説明を受けるなどの連携を図っております。
- ⑤監査委員（監査委員会事務局長を含む。）は、グループ会社の監査役監査の状況について、随時報告を受け、必要に応じて意見交換を行うなど連携を図っております。

(9) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①親子会社間の利益相反取引および非通例的取引については常に監視を行い、執行役は必要に応じて監査委員会に報告するものとしております。
- ②グループ監査部は、グループ会社に対し内部監査の実施または助言を行い、監査結果等を監査委員会に報告するとともに、被監査部門に改善事項の指摘、指導を行うなど、内部統制の有効性の向上を図っております。
- ③グループコンプライアンス部は、当社グループのリスク管理を総括するとともに、リスク発生時においてはグループ会社から報告を受け、必要に応じ指示を行うものとしております。
- ④大京グループコンプライアンス相談窓口等を設置し、当社グループにおける法令違反、社内規程違反および社会規範に反する行為等の調査、対応、改善を図る仕組みを構築しております。

(10) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①社内規程に基づいて保存年限を各別に定め、執行委員会その他の重要な会議の結果を適切に記録・管理するとともに、重要な職務の執行に係る決裁内容についても適切に記録・管理しております。
- ②執行委員会資料、計算書類、事業報告等の重要情報を取締役が閲覧できる体制を整備しております。

(11) 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①執行委員会を設け、グループ全体の重要事項についてグループ会社の取締役等からの報告を求め、審議し、決定を行っております。
- ②グループ会社の管理に関する規程を設け、グループ会社における経営上の重要事項については、あらかじめ当社の承認を求めるものとしております。

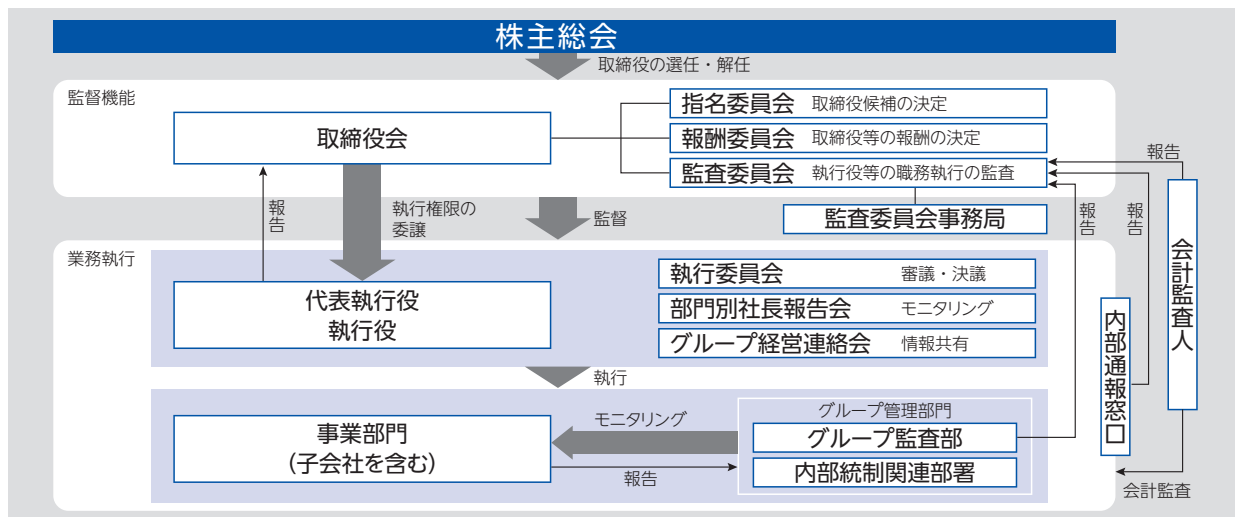
(12) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「グループリスク管理規程」を制定し、業務執行上のリスクを管理するため必要な体制（リスクの識別、分類、分析、評価、対応等）の整備・運用を行っております。
- ②グループコンプライアンス部は、リスク管理上の情報を社長および監査委員会（監査委員会事務局長を含む。）に定期的かつ必要に応じて報告し、改善等の提案を行うものとしております。

(13) 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①指名委員会等設置会社制度を採用し、法令において認められた範囲で取締役会決議に基づきその業務執行権限を執行役に委任し、業務執行の効率化・迅速化を図っております。
- ②当社およびグループ会社の経営に関する重要事項について、多面的な検討を経るために、執行役等により構成される執行委員会において審議、決定を行っております。
- ③当社およびグループ会社について中期経営計画および年度予算を策定し、これらについて進捗状況の管理を行っております。
- ④当社およびグループ会社について業務運営状況を把握し、その改善を図るために、グループ監査部による内部監査を実施しております。

〈ご参考〉内部統制システムに関する模式図



7 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、経営の健全性、適切な情報開示と透明性の確保、効率性の向上という観点から最適なコーポレート・ガバナンスの構築を目指しております。

当社は、指名委員会等設置会社であり、監督と業務執行を分離し、取締役会等の責務を明確化することで、業務執行に対する牽制機能を強化する一方、意思決定の迅速化も図っております。

(2) コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス体制を拡充するなど、リスクマネジメントの強化に取り組んでおり、これらを通じ、あらゆるステークホルダーとの適切な協働を図るほか、株主に対しても平等性の確保に努め、建設的な対話を積極的に図るよう努めております。

当社は、コンプライアンス相談窓口等を設置し、法令違反、社内規程違反および社会規範に反する行為の調査、対応、改善を図る仕組みを構築しております。また、グループコンプライアンス部がコンプライアンスの推進を担うとともに、コンプライアンス体制の確立・維持に努めております。

当社は、グループ内の全役職員を対象としたeラーニングの実施、当社およびグループ会社向けの情報サイトの開設、コンプライアンスマニュアルの全役職員への配付などを行い、コンプライアンスの周知および啓蒙を行っております。

(3) リスク管理体制

当社は、業務執行上のリスクを管理するため必要なリスクの識別、分類、分析、評価、対応等の体制の整備、運用を行っております。統括部署であるグループコンプライアンス部は、リスク管理の情報を代表執行役社長および監査委員会に定期的かつ必要に応じて報告し、改善等の提案を行う体制をとっております。

(4) 取締役および執行役の職務執行

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役3名）で構成されており、当社の重要事項を決定し、執行役の職務執行状況を監督しております。

執行委員会は、執行役等により構成され一定金額以上の事業・投資案件、グループの業務執行に関わる重要事項等を審議、決定しております。

(5) 内部監査体制

内部監査担当部門であるグループ監査部が業務監査を計画的に実施し、監査結果を監査委員会へ報告しております。また、必要に応じて監査委員会が、監査委員会事務局やグループ監査部へ調査を指示できる等の連携体制を整え、被監査部門に対し改善事項の指摘、指導を行うなど、内部統制の有効性の向上に努めております。

(6) 監査委員会の職務執行

監査委員会は、取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されており、代表執行役社長から業務執行に関する概況報告、グループ監査部掌管役員からの内部監査の結果および内部統制全般に関する報告、会計監査人からの会計監査に関する報告等が行われております。これらにより、執行役の業務執行および会社の内部統制について評価を行っております。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、平成28年10月公表の中期経営計画において、株主の皆さまに対する利益還元の基本方針として、これまでの「安定性」、「継続性」に加え、「持続的な還元強化」を新たに掲げております。

これら3つの基本方針のもと、健全な財務体質を維持しつつ、成長に向けた新規投資を行うとともに、配当性向の持続的な引き上げに取り組み、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

上記方針に従い、当期の普通株式に対する期末配当につきましては、当初計画通り1株当たり60円といたしました。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	235,606	流動負債	58,731
現金及び預金	90,135	支払手形及び買掛金	21,698
受取手形及び売掛金	21,225	短期借入金	7,827
販売用不動産	49,748	未払法人税等	3,030
仕掛販売用不動産	47,174	前受金	6,215
開発用不動産	16,614	賞与引当金	2,580
その他のたな卸資産	1,735	役員賞与引当金	219
繰延税金資産	1,520	その他	17,158
その他	7,473	固定負債	37,574
貸倒引当金	△22	長期借入金	18,670
固定資産	41,054	繰延税金負債	1,875
有形固定資産	14,895	役員退職慰労引当金	480
建物及び構築物	3,897	退職給付に係る負債	9,735
土地	10,328	その他	6,812
その他	669	負債合計	96,305
無形固定資産	15,932	純資産の部	
のれん	8,360	株主資本	179,723
その他	7,571	資本金	41,171
投資その他の資産	10,227	資本剰余金	38,098
投資有価証券	1,407	利益剰余金	108,282
繰延税金資産	919	自己株式	△7,828
その他	8,038	その他の包括利益累計額	632
貸倒引当金	△137	その他有価証券評価差額金	479
資産合計	276,661	為替換算調整勘定	50
		退職給付に係る調整累計額	102
		純資産合計	180,356
		負債純資産合計	276,661

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 百万円)

科目	金額	金額
営業収入		335,184
営業原価		284,129
売上総利益		51,054
販売費及び一般管理費		30,880
営業利益		20,174
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	32	
保険配当金	40	
固定資産税等精算金	53	
不動産取得税還付金	42	
その他	109	294
営業外費用		
支払利息	203	
借入手数料	129	
補修工事費	77	
その他	269	679
経常利益		19,789
特別利益		
固定資産売却益	9	9
特別損失		
固定資産売却損	7	
固定資産除却損	46	53
税金等調整前当期純利益		19,745
法人税、住民税及び事業税	4,947	
法人税等調整額	946	5,894
当期純利益		13,851
親会社株主に帰属する当期純利益		13,851

計算書類

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	138,480	流動負債	28,201
現金及び預金	53,915	買掛金	15
売掛金	174	工事未払金	5,092
販売用不動産	15,928	短期借入金	11,399
仕掛販売用不動産	27,007	1年内返済予定の長期借入金	4,827
開発用不動産	11,046	リース債務	1
前渡金	302	未払金	503
前払費用	271	未払費用	1,642
繰延税金資産	271	未払法人税等	300
関係会社短期貸付金	21,025	前受金	1,928
その他	8,652	預り金	1,824
貸倒引当金	△116	前受収益	2
固定資産	70,305	賞与引当金	394
有形固定資産	10,215	役員賞与引当金	91
建物	1,820	その他	178
構築物	9	固定負債	24,300
機械及び装置	16	長期借入金	18,670
工具、器具及び備品	196	リース債務	4
土地	8,168	繰延税金負債	52
リース資産	3	退職給付引当金	4,131
無形固定資産	920	役員退職慰労引当金	301
のれん	238	資産除去債務	77
ソフトウェア	571	その他	1,063
リース資産	2	負債合計	52,502
その他	107	純資産の部	
投資その他の資産	59,169	株主資本	155,851
投資有価証券	1,191	資本金	41,171
関係会社株式	53,729	資本剰余金	33,462
従業員に対する長期貸付金	12	資本準備金	33,462
関係会社長期貸付金	300	利益剰余金	89,045
破産更生債権等	26	その他利益剰余金	89,045
長期前払費用	432	繰越利益剰余金	89,045
前払年金費用	72	自己株式	△7,828
その他	3,430	評価・換算差額等	431
貸倒引当金	△26	その他有価証券評価差額金	431
資産合計	208,785	純資産合計	156,282
		負債純資産合計	208,785

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位 百万円)

科目	金額	
営業収入		63,950
営業原価		49,910
売上総利益		14,040
販売費及び一般管理費		12,442
営業利益		1,598
営業外収益		
受取利息	201	
受取配当金	10,423	
その他	186	
営業外費用		
支払利息	205	
社債利息	20	
借入手数料	129	
補修工事費	104	
貸倒引当金繰入額	82	
その他	132	
経常利益		11,733
特別利益		
固定資産売却益	9	9
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	13	16
税引前当期純利益		11,727
法人税、住民税及び事業税	△1,558	
法人税等調整額	1,193	△365
当期純利益		12,092

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社 大京
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 熊木 幸雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡野 隆樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大京の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大京及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社 大京
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 熊木 幸雄 (印)
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 岡野 隆樹 (印)
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大京の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第94期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

株式会社大京 監査委員会

監査委員 井上 貴彦 印

監査委員 半林 亨 印

監査委員 鷲尾 友春 印

(注) 監査委員 井上貴彦、半林 亨および鷲尾友春は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

